

第三回中央委員會報告

日時 八月十九日午後七時五十分 — 九時五十分

場所 東京交通労働組合非業務俱樂部
出席者 六十六名
議長 次田藤次郎君

開會の辞 赤田藤次郎君

一、聖週報告 飯野幹治君

第二回中央委員會の運輸給與法改正絶対反対決議後の運動として、十三日に実行委員会及執行委員會を開き暢談し、十四日給與法改正反対の決議を市長及局長に手交し、同日午後噴霧条項を提出し十五日の回答を約し、十日実行委員及執行委員、局長に面接回答を受け、更に暢談し、回答に不満であると致し、能近目的貫徹のため、更に全非業務者の徴収を打つて一九ととし、全体の運動を巻起すこととなり、十七、十八日の兩日待選改善調査委員會を開き噴霧条項を決定し、十九日午後の参議院委員會に於て噴霧条項の提出日時、内容等を暢談せり。

一、遊宣傳のラゲオ放送に對する調査報告 熊本利男君

十七日午後の遊宣傳の放送を待選問題調査委員會の議長、飯野君説明し計議の結果、放送課長に糾弾し、右は即ち「三」なることを確め、種々責任者に詰問の結果、出所は鈴木某との事であつた。

議事

一、待選改善及對運動に関する件

△運輸部要求條項

- 一、延着期以上の場合、臨時給與時分支給せられたし
- 二、中休時分は百五十分と規定せられたし
- 三、降着作業時分三分を増加せられたし
- 四、天代二対し二分間支給せられたし
- 五、少車庫に出入庫を急せしめられたし
- 六、繼續乗車の場合、乗向の待時分を支給せられたし
- 七、短距離運送に對しは標準時分並に標準給與時分を改訂せられたし(但し往後五分以内の箇所)
- 八、出入庫の場合、線路の状況に依り標準時分並に標準給與時分を改正せられたし

△非業務の要求條項

- 一、二重賃銀制と面定給制とせられたし
- 二、現在より収入を兼せしむること
- 三、労働加重を絶対反対とする
- 四、昇給率を低下せしむること並に昇給規定大開定すること

△電氣備財政改法に關する要求事項

- 一、政府に對し電氣事業の起債認可の積極的運動を起すこと
- 二、電カ購入契約の改訂
- 三、公納金の徴収
- 四、徴収者有償金を徴収して電車事業の補助金に充てしむること
- 五、減債基金を本市会計に轉嫁すること
- 六、政府をして市電鉄事業に補助金を出せしむること
- 七、軌道修理費の本市よりの補助
- 八、車輛の増給
- 九、大連鐵道の統一

- 以上噴霧条項の提出日 二十一日午後三時 各支所は宣傳を急めしむること
- (一) 戦時編成に關する件 実行委員会に一任
- (二) 運動方針に關する件 一切を実行委員会一任
- (三) 運動基金徴収の件 芝田の徴収を一人当金三十銭とし、二十二日午後三時迄に本部に納入すること

東京交通労働組合本部

大し